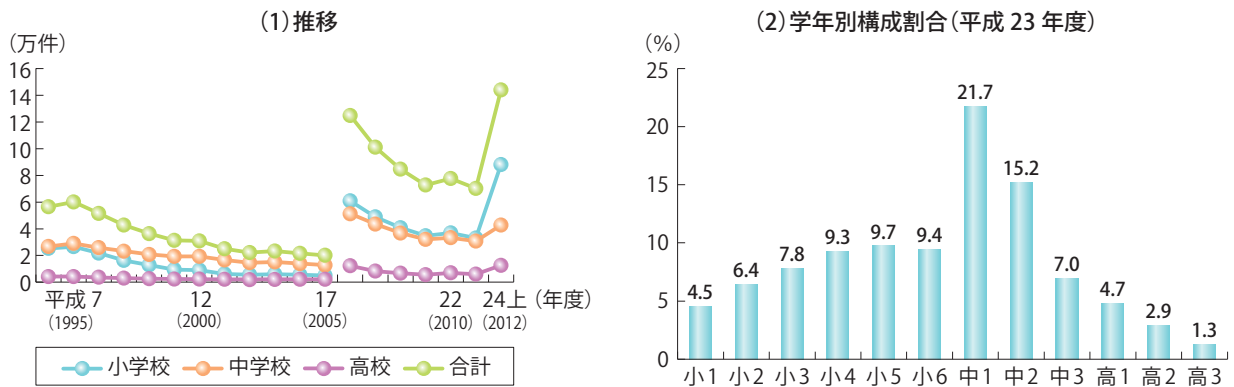


件と、上半期だけで、前年度（70,231件）1年間の2倍以上となっている。小学校では88,132件（平成23年度33,124件）、中学校では、42,751件（同30,749件）、高校では12,574件（同6,020件）であり、前年度と比較すると小学校での増加が著しい。（第1-3-15図（1））

学年別の構成割合（平成23年度）をみると、中学校1年生と2年生で全体の4割弱を占めている。（第1-3-15図（2））

平成24年度上半期の認知件数のうち、子どもの生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると学校として考える件数は278件（小学校62件、中学校170件、高校41件、特別支援学校5件）である。

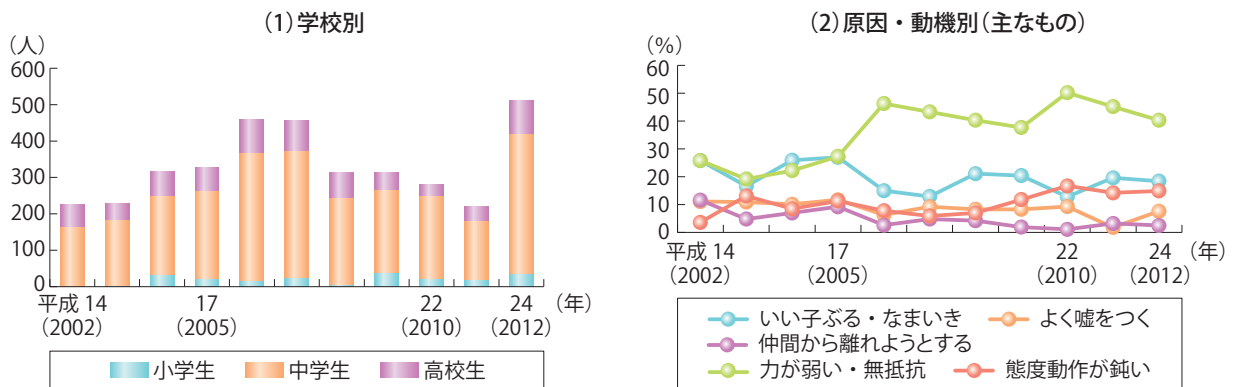
第1-3-15図 いじめの認知（発生）件数



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」(平成24年11月)  
 (注) 1 いじめの定義は、「児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」  
 2 平成6年度からは、特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含む。  
 3 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、平成18（2006）年に急増した後、減少してきた。しかし、平成24年に急増し、511人となった。中学生が全体の4分の3を占めている。原因・動機別にみると、平成17（2005）年までは「いい子ぶる・なまいき」と「力が弱い・無抵抗」がほぼ同じ割合であったが、平成18年からは「力が弱い・無抵抗」が多くなっている。（第1-3-16図）

第1-3-16図 いじめに起因する事件の検挙・補導



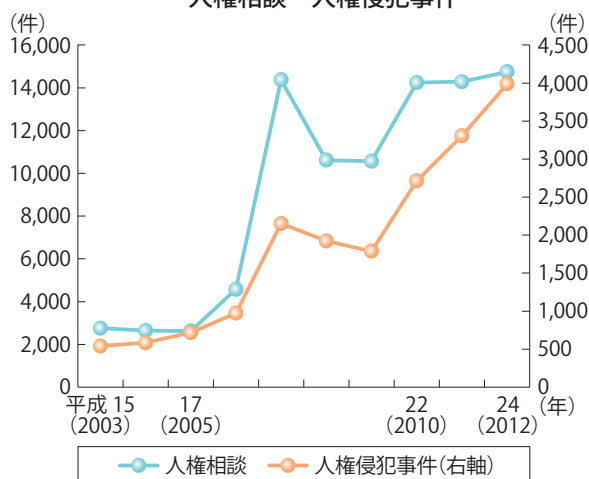
(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」[少年非行情勢]  
 (注) 1 ここでいう「いじめに起因する事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生、高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙、補導した事件のうち、「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に反復継続して加えることにより苦痛を与えること」による事件（暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を除く。）を「いじめによる事件」、また、その仕返しによる事件を「いじめの仕返しによる事件」とし、この両者を含めたものをいう。  
 2 原因・動機別は複数回答。いじめの仕返しによる事件の原因・動機は、平成19年まではすべて「その他」に、平成20年以降は各原因・動機に計上。

第1部  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章

法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局，法務局・地方法務局・支局，人権擁護委員）が被害の救済を行った「学校におけるいじめ」に関する人権侵犯事件の数は、この数年間で急増しており、平成24年には3,988件と過去最高となっている。（第1-3-17図）

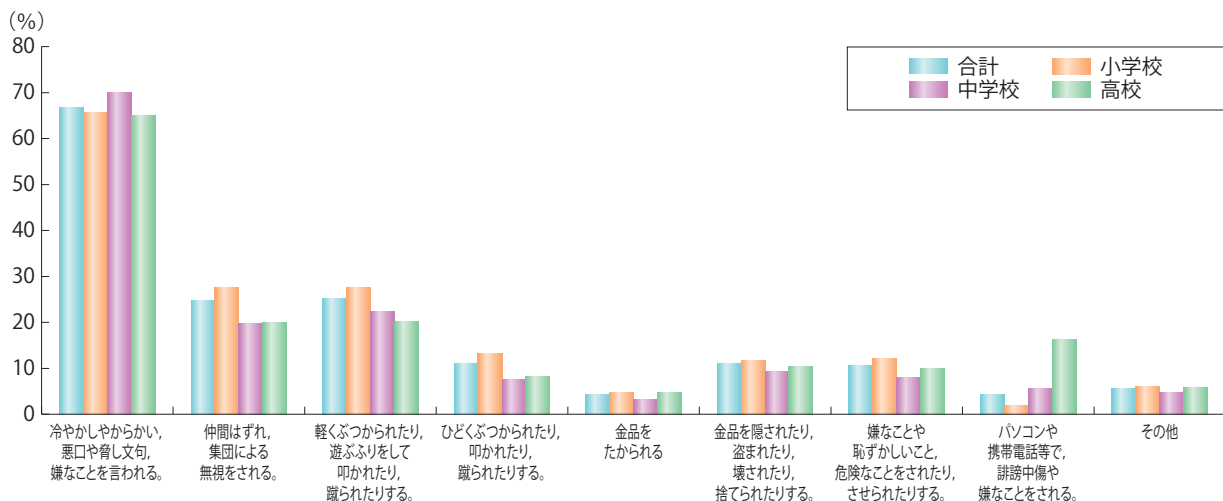
いじめの態様は、「冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる」（全体の66.8%）が最も多く，次いで，「軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする」（同25.3%），「仲間はずれ，集団による無視をされる」（同24.7%）となっている。年齢層が上がるにつれ，叩かれたり蹴られたりすることが減る一方，パソコンや携帯電話による誹謗中傷などが多い。（第1-3-18図）

第1-3-17図 学校におけるいじめに関する人権相談・人権侵犯事件



（出典）法務省「平成24年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要）」  
 （注）ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問う学校長などを相手方とするものである。いじめを行ったとされる子どもを相手方とするものではない。

第1-3-18図 いじめの態様（平成24年度上半期）



（出典）文部科学省「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」（平成24年11月）  
 （注）各区分の認知件数に対する割合（複数回答可）。

不安や悩みを持っている小学生・中学生・高校生のうち1割前後が，いじめを不安や悩みとして挙げている。（後掲第1-6-20図）

いじめられた者の対応をみると，69.5%が学級担任に，31.4%が保護者や家族などに相談している一方，スクールカウンセラーや学校以外の相談機関に相談する者の割合は低い。1割弱は誰にも相談していない。（第1-3-19図）

クラスの誰かが他の子をいじめているのを見たときの対応をみると，小学生では「先生に知らせる」が，中学生と高校生では「友達に相談する」が多い一方で，小学生の1割以上，中学生・高校生の2割以上が，「別に何もしない」としている。（第1-3-20図）